

平成26年における交通安全運動の推進方針(概要)

運動の目的	交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図る。				
年間スローガン	ストップ・ザ・交通事故 ～ めざませ 安全で安心な北海道 ～				
フ 大 セ ー フ テ ィ キ ャ ン ペ ー ン	高齢者事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜光反射材の普及促進と高齢者宅等への訪問活動、ひと声アドバイス等の交通安全指導を推進する。 ○ 高齢運転者の運転技術の向上と身体機能低下についての認識向上を図るため、交通安全講習等への参加を促進する。 ○ 高齢運転者標識の表示促進と高齢運転者に対する「思いやり」を持った運転の普及を推進する。 ○ 運転免許証の自主返納者への支援に関する情報の提供を推進する。 			
	自転車走行ルール・マナーアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車は「車両」であることを全ての人に周知する。 ○ 自転車安全利用五則を活用した交通ルールの遵守とマナー向上に向けた安全教育や啓発活動を推進する。 ○ 自転車の点検及び整備に基づくTSマークや自転車損害賠償保険の必要性について広報啓発を推進する。 			
	シートベルト全席着用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加・体験・実践型の講習等により、後部座席を含む全ての座席でのシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。 ○ 地域・職域における着用率向上に向けた取組や事故事例に基づくシートベルトの着用効果についての広報啓発活動を推進する。 			
	スピードダウン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速度の出し過ぎによる危険性の認識向上を図り、制限速度の遵守と危険を回避できる速度での運転を推進する。 			
	飲酒運転根絶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食店や酒類販売店、駐車場等への訪問活動による協力要請や飲酒関連業界と連携した広報啓発活動を推進する。 ○ 交通ボランティアや安全運転管理者等と連携した飲酒疑似体験の交通安全講習やハンドルキーパー運動、就業前における飲酒状態の点検等の普及を図る。 			
	居眠り運転防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長距離運転における休憩の呼びかけなど居眠り運転事故防止に向けた啓発活動を推進する。 ○ 居眠り運転事故防止のため休憩場所の確保等を推進する。 			
	デイ・ライト実践	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昼間に前照灯等を点灯することでドライバー自身の交通安全意識の高揚と他者に交通安全を呼びかけるデイ・ライト運動を推進する。 ○ 地域、民間団体等の参加を促進し、デイ・ライト運動の一層の浸透・定着を図る。 			
期 別 運 動	運動名	春の全国交通安全運動	夏の交通安全運動	秋の全国交通安全運動	冬の交通安全運動
	実施期間	4/6(日)～4/15(火)	7/11(金)～7/20(日)	9/21(日)～9/30(火)	11/11(火)～11/20(木)
	セーフティコール	4/7(月)	7/11(金)	9/22(月)	11/11(火)
	期別運動の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新入学児童・園児等や活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光や夏型レジャー等に伴う事故防止や自動二輪車による事故防止等を図るための活動等を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための活動等を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 凍結路面でのスリップ事故防止等を図るための活動等を推進する。
交通安全の日等の運動	ゼロを目指す日	4月10日(木)、9月30日(火)	交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事や期別運動のセーフティコールに準じた啓発活動を実施する。		
	道民交通安全の日	毎月15日	道民の交通安全意識の高揚を図るため、期別運動のセーフティコールに準じた啓発活動等を実施する。		
	自転車安全日	毎月第1及び第3金曜日	自転車の安全利用と事故防止を図るため、自転車利用者を対象に街頭指導、啓発活動等を実施する。		
	その他の安全の日	無事故の日(6/25)、バイクの日(8/19)	地域独自の交通安全の日等に、地域・職域の実情に応じた啓発活動を実施する。		
○ 特別対策として、事故多発に伴う「交通死亡事故多発警報」の発表時に地域住民等への注意喚起などの緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等を実施する。					